

○東北大学研究推進・支援機構コアファシリティ統括センターの利用設備等及び利用料に関する内規

平成 29 年 4 月 12 日

研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

改正 平成 29 年 6 月 30 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

平成 29 年 10 月 17 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

平成 30 年 2 月 1 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

平成 30 年 4 月 2 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

平成 30 年 5 月 28 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

平成 30 年 11 月 2 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

平成 31 年 1 月 9 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

平成 31 年 4 月 18 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和元年 10 月 1 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和元年 11 月 1 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 2 年 5 月 12 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 2 年 6 月 30 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 2 年 10 月 1 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 2 年 12 月 25 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 3 年 3 月 15 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 3 年 3 月 23 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 3 年 4 月 28 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 3 年 7 月 28 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

令和 3 年 10 月 1 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 3 年 10 月 6 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 4 年 4 月 4 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 4 年 4 月 28 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 4 年 5 月 31 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 4 年 7 月 1 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 4 年 10 月 4 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 4 年 11 月 28 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 5 年 4 月 3 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 5 年 5 月 2 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 5 年 8 月 1 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 5 年 9 月 29 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

令和 5 年 10 月 26 日研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東北大学研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター設備等利用内規(平成 29 年 4 月 12 日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定)第 2 条及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、東北大学研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター(以下「コアファシリティ統括センター」という。)に登録する共用可能な研究設備・機器(以下「設備等」という。)及び利用料について定める。

(設備等)

第 2 条 コアファシリティ統括センターに登録する共用可能な設備等のうち、コアファシリティ統括センター設備統合管理システム(以下「管理システム」という。)により利用申請する設備等(ただし、次項に該当する設備等は除く)及び利用料の額は、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 コアファシリティ統括センターに登録する共用可能な設備等のうち、共同利用・共同研究拠点制度等に基づき運用される設備等及び利用料の額は、別表 2 に掲げるとおりとする。ただし、当該設備等のうち、管理システム以外のシステム等により利用申請する設備等の利用料は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成 29 年 4 月 12 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 東北大学研究教育基盤技術センターテクニカルサポートセンターの利用設備等及び利用料に関する内規(平成 20 年 2 月 20 日研究教育基盤技術センターテクニカルサポートセンター長裁定)は、廃止する。

附 則(平成 29 年 6 月 30 日改正)

この内規は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 17 日改正)

この内規は、平成 29 年 10 月 17 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 2 月 1 日改正)

この内規は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 2 日改正)

この内規は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年5月28日改正)

この内規は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成30年11月2日改正)

この内規は、平成30年11月2日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則(平成31年1月9日改正)

この内規は、平成31年1月9日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則(平成31年4月18日改正)

この内規は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年10月1日改正)

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年11月1日改正)

この内規は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和2年5月12日改正)

この内規は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和2年6月30日改正)

この内規は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和2年10月1日改正)

この内規は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日改正)

この内規は、令和2年12月25日から施行する。

附 則(令和3年3月15日改正)

この内規は、令和3年3月23日から施行する。

附 則(令和3年3月23日改正)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月28日改正)

この内規は、令和3年5月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日改正)

この内規は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和3年10月6日改正)

この内規は、令和3年10月6日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則(令和4年4月4日改正)

この内規は、令和4年4月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年4月28日改正)

この内規は、令和4年5月1日から施行する。

附 則(令和4年5月31日改正)

この内規は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年7月1日改正)

この内規は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和4年10月4日改正)

この内規は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則(令和4年11月28日改正)

この内規は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年4月3日改正)

この内規は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年5月2日改正)

この内規は、令和5年5月2日から施行し、令和5年5月1日から適用する。

附 則(令和5年8月1日改正)

この内規は、令和5年8月1日から施行する。

附 則(令和5年9月29日改正)

この内規は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和5年10月26日改正)

この内規は、令和5年11月1日から施行する。

別表1(第2条第1項関係)

別表2(第2条第2項関係)